

整理番号	項目名
9-1	市民投票/市民投票

■項目の趣旨

○市民主権の視点から、特に重要な案件に対する市民の意思確認を行なう目的で、市民、市議会及び市長の3者が発議主体となり得る市民投票制度を設置するとともに、この3者がそれぞれ市民投票の結果を尊重することを明らかにするもの。

■市民会議の考え方

- 市民フォーラムでの素案（案）
（住民投票制度 - 住民投票制度）
- ・市は、住民意思を確認するための住民投票制度を設けなければならない。
 - ・市民は、住民投票制度を活用することができる。
 - ・市民、市及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 市民会議の思い
（住民投票制度 - 住民投票制度）
- ・市民は市長、市議会議員に対して白紙委任したわけではなく、重要な案件については市民が判断する権利がある。間接民主主義を尊重しつつも、重要な案件については直接的に住民意思を確認できる制度が必要である。
 - ・議会制民主主義を補完する制度を整えることにより、まちづくりの主役である市民の意思をより正確に反映した市政を行うことができる。
 - ・市民が、他の市民の考え方や方向性を確認できる機会としても、住民投票制度は必要である。
 - ・民主主義の一つの方法、意思表示の一つの方法として、道は開いておく必要がある。

文章化

■条例に盛り込むべき内容（たたき台）

※各条文の関連性を分かりやすくするため、条項形式（仮）とする。

第 条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、**市民投票**を実施することができる。

2 本市の年齢満 **1 8 歳以上の市民で別に条例に定める資格を有するもの**（以下「**請求権者**」という。）は、市政運営に係る重要事項について、**請求権者**の総数の5 0 分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。

- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、**2 0 日以内に**意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会の議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の1 2 分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の**議案を市議会に提出**することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する**市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出**することができる。
- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前**2 項の規定により提出された議案**について議会の議決があったときは、**速やかに市民投票を実施しなければならない。**
- 7 市長は、第2項の規定による請求が**請求権者の総数の4 分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び第6項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければなら**
- 8 市民投票の投票資格者は、**年齢満1 8 歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものと**
- 9 前項に定めるもののほか、**市民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。**
- 1 0 **市民及び行政は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。**

■今後の検討課題・論点等

○過去の検討課題・論点等を踏まえ、制度施行による影響も考慮した議論が必要と考える。
※資料3のとおり

※参考

○大和市自治基本条例 第8章 住民投票

(住民投票)

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

○岸和田市自治基本条例 第6章 協働及び参画

(住民投票)

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

○名張市自治基本条例 第7章 参画及び協働

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。